

住んでよし しずおか木の家推進事業Q & A

【補助金の交付申込の対象等】

Q1 補助金の交付申込は、どのような場合に対象になりますか

A1 [住宅の新築・増改築]

自らが居住するために、静岡県内において、「しずおか優良木材等」(しずおか優良木材、県産材JAS・JIS製品)を使用して、個人所有の住宅を取得(新築・増改築)する場合に対象になります。

また、新築の建売住宅を購入する場合でも、条件を満たせば対象になります。

[既存住宅のリフォーム]

自らが居住するために、静岡県内において、「しずおか優良木材等」(しずおか優良木材、県産材JAS・JIS製品)を仕上げ材として使用して、住宅をリフォームする場合に対象になります。

既存住宅とは、戸建て住宅、併用住宅(住宅部分のみ)、共同住宅などです。

また、中古住宅を購入し、リフォームする場合でも、対象になります。

Q2 補助金の交付申込者は、どのような人が対象ですか

A2 [住宅の新築・増改築]

A1の住宅の建築主(個人)が対象になります。

(施工者・設計者は対象になりません。)

[既存住宅のリフォーム]

A1の住宅のリフォーム施主(個人)が対象になります。

(施工者・設計者は対象になりません。)

Q3 部屋別、階層別に分けて申込することはできますか

A3 [住宅の新築・増改築]

1棟当たりの住宅に対して「しずおか優良木材等」の使用量に応じた補助金を交付する制度なので、同一時期に施工する箇所を部屋別、階層別に分別・分離して申込することはできません。(1棟当たりの新築住宅に対して1申請です。)

[既存住宅のリフォーム]

住宅リフォームに対して「しずおか優良木材等」の使用面積に応じた補助金を交付する制度なので、同一時期に施工する箇所を部屋別、階層別に分別・分離して申込することはできません。(リフォーム施工箇所に対して1申込です。)

Q4 申込する回数に制限はありますか

A4 [住宅の新築・増改築]

- ・住宅の新築は、1棟当たり1回の申込に限ります。
- ・住宅の増改築は、申込する回数に制限はありません。

【注意点】

ただし、同一時期に施工する箇所を、恣意的に分別・分離して、別々に申込した場合、取り消しの対象になります。

[既存住宅のリフォーム]

- ・住宅のリフォームは、当該年度において1棟当たり1回の申込に限ります。

【注意点】

同 上

Q5 二世帯住宅は、世帯別に分けて申込することはできますか

A5 二世帯住宅が1棟の場合、世帯別に分けて申込することはできません。

ただし、二世帯住宅が、建築確認申請によって、それぞれ独立した住宅（2棟）として判断できる場合には、世帯別に分けて申込することができます。

【設計・施工する事業者の条件等】

Q6 設計・施工する事業者の条件はありますか

A6 施工者は、静岡県内に事業所または営業所を有する事業者であること。

また、設計者または施工者が「しずおか木の家推進事業者」であることが条件です。

Q7 「しずおか木の家推進事業者」とは、どのような事業者ですか

A7 「しずおか木の家推進事業者」とは、静岡県内に事務所または営業所を有し、建築主やリフォーム施主に対して、県産材を使うことの意義や木の良さを伝え、品質の確かな県産材製品の利用を積極的に提案できる設計者または施工者として登録した事業者です。

Q8 「しずおか木の家推進事業者」に登録するにはどうしたらよいですか

A8 静岡県森林組合連合会（県森連）のホームページ（<http://www.s-kenmori.net/kinoie>）、または県ホームページで「しずおか木の家推進事業者応募様式」をダウンロードして、必要事項を記載し、メールまたはFAXによって県森連に提出してください。

【補助対象の新築・増改築とリフォーム】

Q9 店舗付き住宅などの兼用住宅は対象になりますか

A9 居住部分のみが対象になります。

居住部分を含めた建物の全体を対象にしたい場合は、「しずおか木使い施設推進事業」により申し込んでください。

※ 「しずおか木使い施設推進事業」との併用はできません。

Q10 別荘、コテージ、ロッジなどのセカンドハウスは対象になりますか

A10 A1の条件を満たしている場合は、対象になります。

Q11 離れは対象になりますか

A11 A1の条件を満たしている場合は、対象になります。

Q12 木造住宅でなくても、リフォームの対象になりますか

A12 対象になります。

Q13 壁などの下地材は、リフォームの対象になりますか

A13 下地材は仕上げ材ではないので対象になりません。

Q14 作り付けのカウンターや棚は、リフォームの対象になりますか

A14 カウンターや棚などの家具として扱われるものは対象になりません。

Q15 押入れや外装は、リフォームの対象になりますか

A15 仕上げ材として扱われるものは、対象になります。

ただし、押入れの中段は家具扱いとなりますので、対象になりません。

Q16 賃貸住宅を借主がリフォームする場合は対象になりますか

A16 住宅を所有する建築主に対して補助する制度ですので、対象になりません。

建築主が賃貸住宅をリフォームする場合はA9のとおりです。

【しずおか優良木材等の製品】

Q17 「しずおか優良木材等」とは、どのような製品ですか

A17 ① しずおか優良木材
② 県産材JAS・JIS製品
(静岡県産材証明制度によって産地を証明され、かつ、合法性を証明された木材を使用したJAS・JIS製品)

Q18 しずおか優良木材とは、どのような製品ですか

A18 しずおか優良木材認証審査会が認定した工場が生産した含水率、強度等の検査に合格した認証製品のことで。

Q19 しずおか優良木材は、どこで調達できますか

A19 しずおか優良木材認定工場、または、地域の木材流通業者から調達することができます。認定工場は「しずおか優良木材供給センター」ホームページを参照ください。
<http://www.s-kenmori.net/swood/>

Q20 しずおか優良木材であることを証明するにはどうしたらよいですか

A20 しずおか優良木材を生産した工場から発行される「しずおか優良木材製品出荷証明書」によって証明することができます。

Q21 静岡県産材であることを証明するにはどうしたらよいですか

A21 静岡県産材取扱業者が発行する「静岡県産材販売管理票」によって証明することができます。

※「静岡県産材取扱業者」とは、県産材スギ・ヒノキ等の生産者、原木市場、製材・加工業者・木材販売流通業者など、静岡県産材証明制度に基づいて登録された事業者のことです。

※「静岡県産材取扱業者」及び「静岡県産材販売管理票」に関する詳しい内容は、静岡県木材協同組合連合会（TEL 054-252-3168）にお問い合わせください。

Q22 合法木材であることを確認するにはどうしたらよいですか

A22 合法性の証明が印字された静岡県産材販売管理票などで確認することができます。

※「合法木材」とは、森林関係の法令において合法的に伐採されたことが証明された木材のことで、認定を受けた事業者が「合法性等証明書」を流通・加工段階の事業者へ渡すことによって、合法性を証明することができます。

Q23 JAS製品（林産物）とは、どのような製品ですか

A23 JAS製品は、日本農林規格等に関する法律（昭和25年法律第175号）に基づいて、厳格な審査・管理によって、安定した品質や性能を保証された製品です。

JAS製品（林産物）には、製材、合板、フローリングなどがあります。

【申込時期と施工完了時期】

Q24 住宅の新築・増改築は、いつまでに申込する必要がありますか

A24 上棟予定日の2週間前までに申込してください。

（「しずおか優良木材等」を使用する部分以外の工事の着手が、申込する前に始まっていても問題はありません。）

Q25 住宅リフォームは、いつまでに申込する必要がありますか

A25 「しずおか優良木材等」を使用する部分の工事を着工する2週間前までに申込してください。

（「しずおか優良木材等」を使用する部分以外の工事が、申込する前に始まっていても問題はありません。）

Q26 「しずおか優良木材等」を使った部分の施工完了とは、どこまでの完了になりますか

A26 [住宅の新築・増改築]

- ・「しずおか優良木材等」の使用部分が、構造材のみの場合は、上棟時
- ・「しずおか優良木材等」の使用部分が、構造材＋内装材等の場合は、上棟後に内装等の施工の完了時

[既存住宅のリフォーム]

- ・「しずおか優良木材等」を使用した仕上材の施工の完了時

【交付申請兼実績報告書等の手続き】

Q27 補助金交付申請兼実績報告書などの様式は、どこで入手することができますか

A27 静岡県森林組合連合会（県森連）のホームページからダウンロードできます。
県森連：<http://www.s-kenmori.net/kinoie/about-subsidies1/>

Q28 建築確認申請が必要ない区域の場合、申請書に添付する書類はありますか

A28 都市計画区域外などの理由で、建築確認申請が必要ない場合であっても、建築物の床面積が10㎡を超える場合は、建築工事届（写）を提出してください。

Q29 建売住宅で補助金の交付を受けようとする場合は、どのような手続きが必要ですか

A29 建売住宅の施工者は、上棟2週間前までに静岡県森林組合連合会に申し、「しずおか木の家証明書」を発行してもらう必要があります。

また、建売住宅を購入された方は、売買契約締結後1ヶ月以内に「しずおか木の家証明書写）」等を添付して、申ししてください。

Q30 補助金交付申請兼実績報告書に添付する写真はどのようなものが必要ですか。

A30 [しずおか優良木材の場合]

- ・施工時に、ラベル（S-wood マークと工場名が入ったシール）が貼付してある部材の使用が確認できる写真
- ・しずおか優良木材を使った部分の施工が完了した時の写真
- ・のぼり旗「しずおか優良木材の家」が入った住宅の全景が分かる写真
- ・のぼり旗は、静岡県森林組合連合会にお申し込みすれば、必要数を発送します。

[JAS・JIS製品の場合]

- ・施工時に、JASマーク等が確認できる部材の写真
- ・JAS・JIS製品を使った部分の施工が完了した時に写真

※ 施工した後に、S-wood マークやJASマークが見えなくなってしまう場合は、現場納品時に、マークの分かる写真を撮影してください。

※ 二次加工により、S-wood マークやJASマークが見えなくなってしまう場合は、二次加工工場への納品時に、マークの分かる写真とともに、納品伝票を併せて撮影してください。

Q31 補助金の交付申込書や実績報告書等の提出書類の窓口はどこですか

A31 窓口は、静岡県森林組合連合会です。

書類の提出は郵送でも構いません。ただし、提出書類や記載内容などに不備があった場合は、直接窓口に出向いてもらい、訂正をお願いする場合があります。

■静岡県森林組合連合会

〒420-8601 静岡市葵区追手町9-6 静岡県庁西館9階

T E L : 054-253-0195 FAX : 054-253-2328 E-Mail : s-wood@s-kenmori.net

【補助金の併用】

Q32 国や市町などの補助金との併用は可能ですか

A32 併用は制限していません。

ただし、国、市町、団体側の補助事業において、補助金の併用を制限している場合がありますので、別途お問い合わせください。

Q33 県の補助金との併用は可能ですか

A33 「しずおか木使い施設推進事業」との併用はできません。

「テレワーク対応リフォーム等事業」「省エネ住宅新築等事業」については、補助対象工事に「しずおか優良木材等補助加算」を上乗せして補助金の交付を受けることができます。

また、「しずおか優良木材等補助加算」の補助金の交付を受ける場合、重複する内容に工事に対して、国、県、市町の補助金を併用することはできませんのでご注意ください。

その他の補助金との併用について、事前に確認したい場合は、県林業振興課にお問い合わせください。

TEL : 054-221-2691 E-Mail : rinshin@pref.shizuoka.lg.jp